

置賜広域行政事務組合
養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事
請負業者選定プロポーザル

募 集 要 項

令和2年10月

1 プロポーザルの目的

置賜広域行政事務組合（以下「本組合」という。）養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事については、現実施設計において豊富な経験に基づいた福祉施設建築の実績を設計に反映させる必要がある。また、建設費の適正なコスト管理及び建物の高い品質確保と、利用者の視点に立った良質な福祉施設の整備を行うことが最も重要である。

今回E C I方式を採用することにより早期に施工者を参画させることで、施工性を考慮した工法提案等の技術協力を求め、設計者と施工者が相互の技術力を結集し緊密な連携を図りながら、より精度の高い設計となる優れた技術提案を募集し、プレゼンテーション・ヒアリング等を実施することにより、この事業に最も適した施工者を選定するものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称 置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事
請負業者選定プロポーザル

(2) 建設工事概要

ア 工事場所	山形県南陽市三間通1065番地内	
イ 建物概要	鉄骨造、平屋建て 建築面積：4,000.68㎡ 延床面積：3,553.52㎡	
ウ 予定工期	設計協議の完了	令和2年12月中旬
	建設工事着工	令和3年2月本組合議会定例会以降 (工事請負契約の議決後)
	新施設供用開始	令和4年4月1日
	既存施設解体	令和4年4月～8月末
	外構工事	令和4年9月～12月末
エ 工事範囲	別紙「技術提案対象仕様書」のとおり	
	※ 令和2年6月1日一般競争入札公告 置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工 事で示した実施設計と同設計である。	
	※ 「8 応募書類に関して (1) コ 工事費見積書(様式10号)」 は、技術提案対象仕様書に対して積算するものとする。	

(3) 工事費予定額

11億3千万円（消費税別）

（建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、既存建物解体工事、外構工事）

3 プロポーザル参加資格要件

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の要件

特定建設工事共同企業体とし、構成員（代表者及び構成員）は、2者による組み合わせで自主結成方式とする。なお、構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

ア 置賜広域行政事務組合契約に関する規則（昭和48年規則第12号）第2条におい

て準用する米沢市契約規則(昭和53年米沢市規則第5号。以下「契約規則」という。)
第23条第2項に基づき、本組合の令和元・2年度建設工事指名競争入札参加者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

エ 構成員は、本組合が行う契約事務からの暴力団排除の推進に関する要綱(平成30年訓令第11号)第4条に規定する排除対象者に該当しない者であること。

オ 構成員は、東南置賜(米沢市、南陽市、高畠町及び川西町)のいずれかに本社を有する者であること。

カ 国及び山形県並びに本組合構成市町(米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町及び小国町)のいずれからも指名停止措置を受けていない者であること。

キ 出資比率の最小限基準は30%以上であること。

ク 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

(2) 代表者の要件

ア 建設業法(昭和42年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書の総合評定値が建築一式工事750点以上及び土木一式工事820点以上であり、登録簿において等級別格付が共にAの等級に格付されていること。

イ 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事及び土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

ウ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。

エ 本工事において、次の各号に掲げる要件を満たす監理技術者及び現場代理人を専任で配置すること。なお、現場代理人は監理技術者と兼務できる。

① 一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すること。

② 建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

オ 過去10年間に20床以上の同類施設(福祉施設・医療施設等)の施工実績があること。

カ 過去にECI方式、PFI方式、技術提案型入札、デザインビルドのいずれかの施工実績があること。

(3) 構成員の要件

ア 建設業法(昭和42年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書の総合評定値が建築一式工事750点以上であり、登録簿において等級別格付がAの等級に格付されていること。

イ 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

ウ 本工事において、次に掲げる要件を満たす主任技術者を専任で配置すること。

① 一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すること。

② 建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

4 募集及び選定の方式

公募型プロポーザル方式とし、応募のあった特定建設工事共同企業体より、優先交渉権者を選定する。選定の結果については、本組合ホームページにて公表する。

5 審査委員会の設置

「置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者審査委員会設置要領」により、審査基準に基づいて応募書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの審査を行う。

6 審査の基準

応募者のプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、審査基準（工事費見積額、特定建設工事共同企業体の評価、施工計画書及び技術提案課題）の合計8項目の評価を行う。

プレゼンテーション・ヒアリングについては、「8 応募書類に関して シ 技術提案書（様式第12号）」で提出を求める課題A～Fを重点にヒアリングを実施する。

7 ECI方式スケジュール

(1) プロポーザル実施に係る手続き開始の公告	令和2年10月16日
(2) 提出書類の配布	令和2年10月16日
(3) プロポーザル参加申込書類提出期限	令和2年10月30日
(4) プレゼンテーション・ヒアリング、書類審査	令和2年11月9日
(5) 審査にて優先交渉権者の選定	令和2年11月9日
(6) 審査結果の通知	令和2年11月10日
(7) 基本協定書締結	令和2年12月上旬
(8) 工事請負仮契約書の締結 (本組合2月議会定例会をもって本契約)	令和3年1月上旬

8 応募書類に関して

プロポーザルに参加申込をする者は、次の応募書類（様式第1号～様式第12号）とし、各6部を提出すること。なお、原本を1部、その他5部は写しで可能とする。

(1) 提出を必要とする応募書類

ア	プロポーザル参加意向申出書	(様式第1号)
イ	特定建設工事共同企業体協定書	(様式第2号)
ウ	構成員 委任状	(様式第3号)
エ	代表者 会社概要書	(様式第4号)
オ	構成員 会社概要書	(様式第5号)
カ	代表者 主要実務実績書	(様式第6号)
キ	構成員 主要実務実績書	(様式第7号)
ク	代表者 ECI方式等実務実績書	(様式第8号)
ケ	配置予定技術者等計画書	(様式第9号)
コ	工事費見積書	(様式第10号)
サ	施工計画書	(様式第11-1、第11-2号)
シ	技術提案書	(様式第12号)

※ 各様式については、本組合ホームページからダウンロードすること。

(2) 技術提案の考え方

技術提案は、現設計に対する提案を要求しているものであるが、プロポーザル用のものであり、現時点で詳細工法や材料、数量の確定を求めているものではない。ただし、現実的かつ実用的な提案であると位置付けて審査を行う。

プロポーザルにおいては、成立する技術提案であることを前提に、以下ア～キを考慮して施工者独自の技術（特許技術を含む）等を活かしながら、提案を求める。

ア 建物、設備の初期投資額のコスト縮減が予想されるもの。

イ 建物、設備の維持費用の抑制につながり、LCCの縮減が予測されるもの。

ウ 機能、性能及び品質の向上が予測されるもの。

エ 環境性能が向上し、環境負荷、周辺地域への工事中の騒音・振動等が低減されるもの。

オ 防災性、安全性の向上を伴うもの。

カ 工期短縮に寄与するもの。

キ その他、技術提案の定義に相応しいもの。

(3) 提出方法等

ア (1)に定めるすべての応募書類を持参により提出すること。郵送、FAX又は電子メール等によるものは受け付けない。

イ 提出期限経過後における応募書類の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 応募書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

エ 応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、応募書類の受付を無効とする。

(4) 提出場所

「15 問い合わせ先」に記載の場所

(5) 提出期限

令和2年10月30日（金）午後4時00分まで

9 プレゼンテーション、ヒアリング及び審査

(1) 日時

令和2年11月9日（月）午後1時00分

(2) 場所

山形県米沢市金池三丁目1番55号

置賜広域行政事務組合大会議室（産業会館3階）

(3) 説明及び審査

ア 内容

提出された技術提案書を基に、実際に現場を担当する現場代理人（監理技術者）を中心に自社の福祉施設・医療施設等に対する能力や実績、熱意等についてヒアリングを行い審査する。ヒアリングにより求める内容は、技術提案書の説明及び審査委員からの質疑、それに対する回答とする。

イ 実施要領

① 提案説明は1応募者につき30分以内とし（説明20分・質疑10分）参加人員は4名以内とする。

② パソコン、プロジェクター、スクリーンは本組合事務局で準備する。

③ 応募者が持参の機器を使用することも可能とする。

ウ 提案説明の順番及び開始時間

- ① 提案説明の順番は、技術提案書の提出時に提出順に抽選で決定するものとする。
- ② 開始時間は抽選の後に連絡する。

10 基本協定について

発注者と優先交渉権者は、工事請負契約に至るまでの交渉手続きや交渉不成立時の手続きに関して「置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事に関する基本協定（以下「基本協定」という。）」を締結するものとする。

11 設計協力協定について

発注者と優先交渉権者及び設計者で協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させるため、「置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事に関する設計協力協定（以下「設計協力協定」という。）」を三者間で締結するものとする。

12 設計における役割分担

発注者、優先交渉権者及び設計者の役割分担は下表のとおりとする。

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
優先交渉権者の技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案に関する技術情報（機能・性能・適用条件・コスト情報等）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容の確認、評価の作成
設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・設計内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案 ・施工計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示された技術提案内容の設計への反映 ・設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 ・施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積依頼 ・見積りの検証（見積根拠の妥当性確認、積算基準との比較等） ・全体工事費の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積り・見積条件・根拠の作成 ・全体工事費の算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積条件と設計の整合性確認 ・見積り、全体工事費の把握
事業工程の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計に基づく工事工程の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程と設計の整合性確認
三者間の協議	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ・協議の開催準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ・協議への参加、必要資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ・協議への参加、必要資料作成

13 建設工事の請負契約について

優先交渉権者は善良な管理者の注意義務をもって設計に参画し、技術協力と価格交渉により協議が成立した場合に建設工事の請負契約を締結する。なお、基本協定及び設計協力協定に基づく技術協力であるため、施工段階における請負契約額の変更は行わないものとする。ただし、優先交渉権者の設計・技術協力の責めによらない場合は、その限りではない。

請負契約は、本組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得処分に関する条例（昭和46年条例第22号）の規定により議会の議決を要することから、仮契約を締結し、本契約は議会の議決日をもって成立するものとする。なお、議会で否決された場合は、本契約を締結しないものとし、この場合、本組合は本契約が成立しないことによる補償は行わないものとする。

14 その他

(1) 審査に関して

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。

また、審査結果に対する異議申し立て及び審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

(2) 応募書類の保管等

提出された書類は返却しないものとする。なお、応募書類に関して、他の応募者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。また、優先交渉権者に選定されなかった者の技術提案については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用しないこととする。

15 問い合わせ先

置賜広域行政事務組合 事務局施設課施設係

所在地 〒992-0012

山形県米沢市金池三丁目1番55号

TEL 0238(26)7488

FAX 0238(24)4659

E-mail shisetsu@okikou.or.jp

URL <https://www.okikou.or.jp/>